|  |
| --- |
| **徴収猶予申請書** |
| 周防大島町長　様　　　　　　　　　　　　　　　　令和○○年○○月○○日**①**地方税法第15条の規定により、下記のとおり徴収猶予の申請をします。法人が申請する場合は、代表者の住所、役職氏名を法人の所在地や名称の下にカッコで記入します。 |
| 申請者 | 住(居)所又は所在地 | **②** |
| 氏名又は名称 | ㊞　　　　　　　　 |
| 徴収猶予を受けようとする金額 | 科目 | 調年 | 賦年 | 通知書番号 | 期(月) | 未納額(円) | 督促(円) | 延滞金(円)(法律による金額) | 合計金額(円)(法律による金額) | 納期限 | 法定納期限等 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  | **③** |  |  |
|  |  | ※明細については、別紙猶予対象明細書のとおり |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  | ⑦の納付計画の最終回と同じ日付です。 |  |
| 合　　　計（法律による金額） | 円 |
| 徴収猶予を受けようとする期間 | 令和　　年　　月　　日　から　令和　　年　　月　　日　まで |
| 納付(納入)すべき徴収金 | ※明細については、別紙納付(納入)すべき徴収金明細書のとおり**④** |
| 該　当　条　項 | **⑤** |
| 猶予該当事実及び徴収金を一時に納付(納入)することができない事情の詳細 | **⑥** |
| 納　付　計　画 | □有（別紙納付計画書のとおり）　□無 |
| 担　保　提　供 | □有（その種類）　□（その理由）**⑧****⑦** |
| ＜備考＞ |

ただし、「延滞金」及び「滞納処分費」に掲げた金額はこの調書作成の日までのものです。

**① 申請年月日**

申請書を提出する日を記入します。

郵送で提出する場合は、郵便を投函する日を記入します。

**② 申請者（特別徴収義務者）**

住所（又は所在地）、氏名（又は名称）、日中連絡のつく電話番号（携帯電話も可）を記入し、押印します。

申請者が法人である場合は、その代表者の住所、氏名を併せて記入するほか、印鑑は代表取締役印（丸印・会社

設立の際に法務局に登録した印鑑）を押印します。

**③ 納付又は納入すべき町税等**

徴収猶予を申請するときに、猶予を受けようとする町税の額を記入します。

税額、確定している場合の延滞金額を記入します。

**④ 猶予を受けようとする期間**

徴収猶予を受けて、町税の分割納付をする場合の「猶予期間の開始日」と「分割納付の最終日」を記入します。

「猶予期間の開始日」とは、通常は申請書を提出する日（郵送により申請書を提出した場合は消印の押された

日）ですが、次のような場合はそれぞれの日となります。

（１）申請書を提出する日が猶予を受けようとする町税の納期限以前である場合には納期限の翌日

（２）災害等のやむを得ない理由により、申請書を提出できなかった場合には、申請書を提出した日にかかわら

ず、猶予該当事実が生じた日

「分割納付の最終日」とは、延滞金が発生した場合の延滞金を含めた最終回の納付年月日となります。

**⑤ 該当条項（地方税法第15条第１項）**

第１号　震災、風水害、火災その他の災害又は盗難

第２号　納税者又は納税者と生計を一にする親族の病気・負傷

第３号　事業の廃止又は休止

第４号　事業につき著しい損失を受けた

第５号　第１項第（　　）号に類似する事実があった

（地方税法第15条第２項）法定納期限から１年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した。

**⑥ 猶予該当事実の詳細**

災害等により納付困難となった場合の徴収猶予を申請する場合には、猶予該当事実の詳細を記入します。

なお、本来の納期限（法定納期限）から１年を経過した後に納付すべき都税が確定した場合は、猶予該当事実の

記入は不要です。

【猶予該当事実の詳細の記入例】

例１ ○○年９月●日、台風○号により、店舗が床上浸水となった。

その修理のための費用として、○○万円を要した。

例２ ○○年９月●日に交通事故に遭い、３か月間○○病院に入院し、現在も通院中である。

 ○○病院に、入院及び医療費として○○年９月から１２月までの間に98 万円を支払った。

●●保険から保険金として30 万円を受け取っているため、差引金額の68 万円の支出があった。

例３ 近隣に同業者が出店した○○年９月以降、売上が60％減少した。

同年１２月に従業員全員を解雇し、自店を閉店、廃業した。

廃業に伴い、在庫商品を原価割れで販売した損失100 万円及び解雇した従業員に退職金150 万円を支払

い、合計250 万円の支出があった。

【本来の納期限（法定納期限）から１年を経過した後に納付すべき都税が確定した場合の記入例】

納付すべき税額５０万円のうち、納期限までに納付できる金額は２０万円であり、残りの３０万円は一時

に納付することができない。

**⑦ 納付計画**

別紙に記載

**⑧「有」の場合は、担保財産の詳細を、「無」の場合は提供できない特別の事情を記入**

猶予を受けるにあたり、担保を提供する必要がある場合には「有」にチェック（☑）を入れます。

次の（１）～（３）のいずれかに該当する場合には担保を提供する必要はありませんので、「無」にチェック

（☑）を入れます。

（１）猶予を受ける金額（未確定の延滞金を含みます。）が100 万円以下である場合

（２）猶予を受ける期間が３か月以内である場合

（３）担保を提供できない特別の事情（地方税法により担保として提供できることとされている種類の財産

（※）がない等）がある場合

※ 担保として提供できる財産の種類

ア 国債及び地方債

イ 社債その他の有価証券で都税事務所長等が確実と認めるもの

ウ 土地

エ 保険に付した建物等（「建物等」とは、次に掲げるものをいいます。）

（ア）建物

（イ）立木

（ウ）登記される船舶

（エ）登録を受けた航空機

（オ）登録を受けた自動車

（カ）登記を受けた建設機械

オ 鉄道財団等の財団

カ 町長が確実と認める保証人の保証

「⑧ 担保」で、「有」にチェック（☑）を入れ、担保を提供する場合にはその担保財産の詳細を記入します。

「⑧ 担保」で、「無」にチェック（☑）を入れ、担保を提供する必要がない場合はその理由を、担保を提供で

きない特別な事情がある場合はその事情を記入します。